

第 3 回 小 浜 市 農 業 委 員 会 議 事 録
(縦 覧 用)

と き 令和 2 年 8 月 2 7 日 (木) 午後 5 時 0 0 分

と ころ 四季菜館 会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子		3 番 東清俊
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

2 番 松井和幸		

遅刻委員

出席事務局 阪本事務局長、的場 G L、大和、奥村、藤田

令和 2 年 8 月 2 7 日（木）午後 5 時 0 0 分四季菜館 会議室において、第 3 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 9 号 農地転用事業計画変更申請について

【議長】 それでは審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として3番東委員、6番早委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、3番東委員、4番和田委員でした。それでは、『議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【議長】 番外。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。1件ございます。番号1、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示、2筆ございます。所在・地番、〇〇、〇〇。地目はそれぞれ登記、現況とも田となっております。面積がそれぞれ2,770㎡、1,008㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況ですが、自作地、借入地、貸付地はございません。作付作物は水稻、野菜。労働力の確保としまして2名。所有している機械等は田植機1台、耕うん機1台、トラクター1台をリースするとのことです。なお解除条件はございません。議案書を1枚おめくりください。番号1の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましては、こちらに記載させていただいておりますとおり、それぞれ該当しないと判断させていただいております。第2項第5号、下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、〇〇地区の下限面積30aを超えます。作付作物につきましては、栽培されてきた水稻を引き続き栽培するとのことです。申請地は元々譲受人の〇〇氏が所有する農地でしたが、〇〇氏が行う事業の資金繰りの関係で平成15年に農地をやむなく売却しましたが、事業の資金繰りが良くなり、今回農地を買い戻したいとのことでございます。説明は以上でございます。

【議長】 はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【3番委員】 8月25日9時から和田委員さんと現地調査に行っていました。それでは第3条の許可申請について、説明いたします。地番が2件ございまして、〇〇のこの細い田んぼと〇〇の斜め前。これが〇〇の前、ここに看板が建ってますけど、ここが〇〇で、この細長い2枚目の田んぼでございます。下限面積にも届きますし、今までどおり水稻を栽培するということで問題はないと判断いたしました。以上でございます。

【議長】 はい、ありがとうございます。これ、〇〇って、飛び地やな。なにか質問等ございませんか。

【1番委員】 分からないのでお聞きしたいんですが、田植え機とか耕耘機がリースってなってるんですが、それってどういう。申請人がリースするのか会社でリースするのか。そういうのは出来るんですか。

【事務局】 耕作者さんに聞きますと作業受託もしながら耕作したいということで、機械については、作業受託で、〇〇に作業を委託しながら、基本

的には耕作は自分ですということ聞いております。

【1番委員】この方は作業受託。

【事務局】そうですね。耕作自体は〇〇さんということで、作業受託でやりたいということ聞いております。

【1番委員】その場合はリースでもいいんですか。

【事務局】機械につきましては所有もしくはリース、3条申請のところ〇をつけるところがあって、いずれにしても機械を確保できるのであればそれはいいと。

【9番委員】作業能力があるのかなというのが気になるんです。すごく気になるんですけど。客観的に見て、現在も農業されておるんですか。

【事務局】現在は農業されておりません。以前、農地を所有してたときには農業はされていたということは聞いております。

【9番委員】これ下限面積もそうなおる。

【事務局】はい。下限面積については〇〇地区の3反と今回新たに取得する面積が30aを越えているということで、下限面積についてはクリア出来るということにはなっております。

【1番委員】もう1件。〇〇の方が農地持っておられて田んぼするという場合はちょっと問題の箇所があるんです。県道口の。そういう可能性はないんですね。

【事務局】そこについてはきちんと耕作者さんに確認して、耕作をきちんとするというので、作業受託を受ける〇〇さんにつきましても、きちんと耕作するというを確認とっております。

【議長】〇〇さんが機械作業をされて、自分は水を見たり、草刈ったりという管理はこの〇〇さんがされる。

【事務局】あと、〇〇さん、レストラン経営をされているということで、ご自身の作った田んぼでとれたお米ということでレストランでも出したいということで聞いております。

【9番委員】作業受託ではないですね。作業委託ではないですか。

【事務局】委託ですね。

【9番委員】そこらへんちゃんともう1回見ておかんと。

【事務局】そうですね、すみません。地権者さんが耕作者の主となっているんですけど、作業委託を〇〇さんをお願いするというので。

【9番委員】いわゆる闇小作ではないということですね。〇〇さんが闇小作ということはないやろなど。

【事務局】基本的には所有権移転という形となっています。

【1番委員】そういう場合は〇〇さんのところに、中間管理機構に一旦お預けになられたらどうですか、とかいうのは。

【事務局】そうですね。もちろん中間管理機構にも預けると。今すぐには預け入れられないんですけど。自分が耕作できないときに中間管理機構に預けるということも確認しております。もちろん、取得したことで、農振

農用地でもありますし、例えば転用にかかる登記目的の所有権移転は農地法で禁止されておりますけど、それについてはもちろん出来ませんよということで、ご本人さんもそこについての可能性は全くないということも確認はしております。資金繰りの関係で売却せざるを得なかったんですが、元に戻したいというような事情があつてのことではあるんですけど。

【議長】将来的には機構に預けるということで。

【事務局】そうですね。それも確認しております。

【議長】他に何かございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明申し上げます。4件ございます。まず番号1、申請者は譲渡人、〇〇、持分1/2、〇〇、持分1/2。譲受人は、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、〇〇。地目については登記、現況ともいずれも畑です。面積は280㎡と6.61㎡。利用状況はいずれも不耕作、10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示については都市計画区域内第一種住居地域、農業振興地域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要については住宅1棟です。申請地は都市計画法の用途地域内で第一種住居地域にあたりますので、第3種農地に該当します。そのため転用可能と考えております。

続きまして番号2、譲渡人は〇〇、〇〇、譲受人は〇〇、〇〇。申請土地の所在地番は〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は653㎡。利用状況は水稻を耕作しておりまして、10a当の収穫高は480kg。土地利用等関係法令表示は都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域、農業振興地域外。転用目的は事務所建築。事業又は施設の概要については、事務所1棟と駐車場12台分となっております。申請者は、〇〇のコンサルタント業を行う会社でありまして、今回、〇〇に小浜事務所を建設するとのこと。申請地は都市計画法の用途地域内、第二種中高層住居専用地域であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考ます。続きまして番号3、譲渡人は〇〇、〇〇。譲受人は〇〇、〇〇。申請土地の所在地番は〇〇。地目は登記が田、現況は畑です。面積は342㎡、利用状況は不耕作。10a当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示については都市計画区域内用

途指定なし、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築。事業または施設の概要については住宅1棟です。こちらの申請地が含まれる街区に占める宅地面積の割合が40%を超えておりまして、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。続きまして番号4、申請者は貸人、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。借人、〇〇、〇〇。申請土地の所在地番は〇〇、〇〇。地目はいずれも登記は田、現況は畑です。面積は664㎡と995㎡。利用状況はいずれも野菜、10a当の収穫高はいずれも100kgです。土地利用等関係法令表示は都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内、農用地区域です。転用目的は駐車場整備、事業又は施設の概要としましては駐車場56台分です。こちらは農振農用地であるために6月に農振除外の審議をしていただいた案件です。現在、農振除外の手続き中でありまして、手続きの完了は9月下旬の見込みです。申請地は現在、〇〇内の市民農園として利用されています。今回、〇〇に地場産野菜を利用したレストランを整備することに伴いまして、申請地に駐車場を整備するものです。特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であり、既存敷地面積の2分の1を超えないため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは、現地調査委員の報告をお願い致します。

【3番委員】それでは農地法第5条について、4件ございますので上から説明させていただきます。1件目は〇〇でございます。ここが〇〇ですね。ここをまっすぐ入った土地でございます。草も生えておりますし、畑になっておりますが荒地となつてございます。裏の方に家が建って、前の方に車が2台の予定でございます。都市計画区域内で農業振興地域外でございますし、ここに住宅を建築したいということで、周りにも何も迷惑かけることはないということで、問題ないと判断いたしました。2件目ですが、〇〇の前にここに公園がございまして、ここの公園の裏側に。水稻の耕作をしておりますが周りは皆、住宅が建っておりまして何も問題ないということで判断いたしました。3件目ですが〇〇の、ちょうどここに〇〇の土手がございまして、こっち側が〇〇でございます。ここに新しい立派な家ばかりが建っておりますがこの土地から下がった、ここの田んぼでございます。ちょうど角のところ、これも田になっておりますが、今は耕作していないということでございます。ここに住宅を建てて、駐車場を作りたいということで、ここも農業振興地域内の都市計画区域外の用途指定なしとなつておりまして、何も問題ないということで判断いたしました。4件目ですが、6月にも農振除外の申請が出ております。〇〇のここに農地

がございます。ここにまだ耕作をしておられる方がおりますが、10月には代わりの農地が〇〇の〇〇にいてもらうことができるということで、ここに耕作をしておられる皆様の了解も得ているということと、周りが河川の土手がございまして何も問題ないということで、ここにも水路がございますが、この水路も今までどおり利用していくということで何も問題ないと判断いたしました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは何かご質問等ございませんか。

(審議)

【議長】ございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第9号 農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第9号計画変更について、説明申し上げます。1件ございます。こちらは平成18年8月18日付の福井県指令嶺若サ第1825058号で5条許可を受けた案件です。変更内容は、事業者および転用目的の変更です。当初計画について、当事者の住所は〇〇、〇〇、職業は無職です。転用目的は作業場等。土地の所在地番については〇〇、田の171㎡、同じく〇〇、畑、138㎡、〇〇、田、294㎡、〇〇、畑、59㎡、〇〇、畑、79㎡。区域としましては都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外です。変更計画について、事業承継者の住所は〇〇、氏名は〇〇、職業は会社員です。転用目的はドッグラン等に変更されます。変更理由につきましては、当初事業者は、作業場等の整備を目的とした転用許可を受けましたが、その後、作業場が必要なくなりまして、工事を完了させていなかったのですが、今回、県外へ転居されることになったため、事業承継者が当初事業者の居宅を購入し、居宅に隣接する申請地にドッグラン等の整備を行いたいというものです。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【3番委員】〇〇地区のちょうど左側の方へ上がっていきますと、ここに家がございまして、農地がここにあります。そこは野菜を作った形跡もございません。ここも田と畑ですが、こういう。全部で5つの農地がございまして、全部これを、前回の所有者の人が作業場を目的として転用許可を得たあと、作業場が必要なくなったということでそのままになっておりまして、今回、家を買った人がドッグランとここに駐車場と家庭菜園を作って転用をしたいということを聞いております。特に問題ないと判断いたしま

した。以上です。

【議長】ありがとうございます。それでは何かご質問等ございませんか。

【1番委員】ドッグランというのは周りの方は了解しているのか。衛生的には問題ないのか。ちょっと離れてるところ？

【5番委員】〇〇さんのところ、ちょっと離れてます。今のところ1軒やけど、そこは離れてるので、そんなに影響はないと思います。

【1番委員】信じられへん。ちょっと心配やわ、周りの方は。

【5番委員】よろしいですか。元々の計画というのはどういう風な計画やったんですか。

【事務局】元の計画は作業場を1棟作るということと駐車場と家のすぐ前の土地については庭ということでした。作業場と駐車場と家庭菜園ですね。当初の計画はそうでした。それで、作業場等として許可を得ていました。

【5番委員】〇〇は家庭菜園のままなんですね、多分。

【事務局】当初の計画では〇〇の方が家庭菜園ということになっていました。

【5番委員】〇〇と〇〇は既に多分、宅地化されていると思うんで。これも計画変更の中に入れるということ。

【事務局】5筆で1件の許可を受けているため、計画変更は5筆全てが対象になります。

【議長】他にございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第9号 農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。これですべての議案を終了致しました。

他にないようでしたら以上をもちまして、第3回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員
